

静岡県交通基盤部都市局所管街路整備事業事前評価実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、静岡県交通基盤部所管公共事業事前評価実施要綱第7条の規定に基づき、街路整備事業の効率的・効果的な執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする事業)

第2条 評価対象事業は、次に掲げるものとする。

(1) 県単独街路整備事業

(2) 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金事業も含む）

2 ただし、前項の事業（1）及び（2）のうち、次に掲げるものについては評価の対象外とする。

(1) 県単独街路整備事業のうち、今後の事業採択の可能性について調査や検討を行うもの（事業の実現可能性調査や費用便益比算出業務等）

(2) 社会資本整備総合交付金事業のうち、県単独街路整備事業から移行するもの

(3) 道路拡幅を伴わない無電柱化整備のみを実施するもの

(評価項目)

第3条 評価項目は別紙1のとおりとする。

(事業採択)

第4条 新規実施箇所の選定に当たっては、別紙1に掲げる事業種別ごとに別表1の評価指標より、総合的に判定するものとする。

(実施箇所の公表)

第5条 新規採択した箇所の公表については、別紙2及び別紙3により静岡県ホームページにおいて行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月22日から施行する。

評価視点・評価項目

別紙 1

評価視点	効果及び効率性	妥当性			実現可能性	
評価項目	事業の効果及び効率性	路線の位置付け	事業の緊急性	事業の必要性	事業執行の環境	評価様式
【事業名】 県単独街路整備事業 社会资本整備総合交付金事業 (防災・安全交付金事業も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●費用対効果 費用便益比 ●広域ネットワーク 高規格道路アクセス 広域ネットワーク形成 ●都市内ネットワーク 都市内ネットワーク形成 公共公益施設アクセス 産業支援・観光施設アクセス ●上位計画 マスタープラン 都市計画道路整備プログラム 地域の主要渋滞箇所 中心市街地活性化基本計画 立地適正化計画 ●都市機能 商業地域の活動中心 交通結節点との連携強化 歴史や景観への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ●緊急性 プロジェクト関連 他事業と同時施行 		<ul style="list-style-type: none"> ●交通円滑化 線形不良区間・ 狭隘区間の解消・ 渋滞の緩和 鉄道との立体交差化 バス路線 自転車ネットワーク路線 ●防災機能 緊急輸送路・避難路 消防活動困難地域の 解消 ●安全な歩行空間 バリアフリー法特定経路 通学路 	<ul style="list-style-type: none"> ●時間管理概念 事業期間 ●地権者合意 用地補償 ●地元合意 地元の取り組み 	別表 1

街路整備の事業評価表

別表1

評価項目	①事業の効果 費用対効果	②路線の位置付け			③事業の緊急性	④事業の必要性	⑤事業執行の環境				
		広域ネットワーク	都市内ネットワーク	上位計画			都市機能	緊急性	交通の円滑化	防災機能	安全な歩行空間
費用便益比（B/C）	費用便益比（B/C）	高規格道路のアクセス道路									
評価指標	評価指標	1以上									
評価	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA	A	AA

(対象事業)
社会資本整備総合交付金事業・防災・安全交付金事業・県単独街路整備事業
(評価方法)

- “A”の数が多いものを優先とする。

街路整備の事業評価表(指標の解説)

評価項目		評価指標	AA	A	摘要
①事業の効果及び効率性	費用対効果	費用便益比(B/C)	1.5以上	1.0以上~1.5未満	(走行時間短縮便益+走行経費減少便益+交通事故減少便益) / (事業費+維持管理費+更新費) 1.5:道路補助事業採択基準に準拠
広域ネットワーク		高規格道路のアクセス道路 または 広域ネットワークを形成する道路	高規格道路のアクセス道路 または 広域ネットワークを形成する道路	—	高規格道路:新東名高速道路・東名高速道路・中部横断自動車道・伊豆縦貫自動車道・三遠南信自動車道 広域ネットワークを形成する道路:隣接市町の中心部を連絡する道路・環状機能を有する道路・放射状機能を有する道路
都市内ネットワーク		都市内ネットワークを形成する道路 または 公共公益施設へのアクセス道路 または 産業支援道路・観光施設へのアクセス道路	都市内ネットワークを形成する道路 または 公共公益施設へのアクセス道路 並びに 産業支援道路・観光施設へのアクセス道路	—	都市内ネットワークを形成する道路:DID区域内の道路 公共公益施設:学校・病院・公園等 産業支援:工業団地 観光施設:主要な観光地
②路線の位置付け	上位計画	マスタープランの中で位置付けられた路線(区域マスク・都市マスク)	マスタープランの中で位置付けられた路線(区域マスク・都市マスク)	—	都市計画区域マスタープランまたは市町都市計画マスタープランに位置付けられた路線
		都市計画道路整備プログラムに位置付けのある路線	—	都市計画道路整備プログラムに位置付けのある路線	市町が策定した都市計画道路整備プログラムに位置付けられている路線
		地域の主要渋滞箇所・中心市街地活性化基本計画・立地適正化計画に位置付けのある路線	地域の主要渋滞箇所・中心市街地活性化基本計画・立地適正化計画に位置付けのある路線	—	地域の主要渋滞箇所:客觀的データ(交通量等)、住民・道路利用者の意見、現地状況の確認等を踏まえ、静岡県の道路交通渋滞対策推進協議会等での議論を経て、平成24年度に選定・公表した箇所
	都市機能	商業地域の活動中心となる道路	—	商業地域の活動中心となる道路	商業地域:都市計画法による用途地域の一つで、主に商業等の業務の利便の増進を図る地域
		交通結節点との連携強化に資する路線	交通結節点との連携強化に資する路線	—	交通結節点:鉄道駅、バスター・ミナル、自由通路や階段、駅前広場など
		歴史や景観に配慮すべき道路	—	歴史や景観に配慮すべき道路	景観地区に関連する道路など
③事業の緊急性	緊急性	プロジェクト関連	—	プロジェクト関連	プロジェクト:国、県及び市町が実施するプロジェクト
		他事業と同時施行	他事業と同時施行	—	他事業:区画整理事業、道路事業、河川事業等 同時施行により経済的・効率的整備可能箇所
④事業の必要性	交通円滑化	線形不良区間・狭隘区間の解消渋滞の緩和	—	基準に不適合付加車線未設置	基準・道路構造令及び静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例 付加車線:道路交通において、本線以外の車線
		鉄道との立体交差化	—	鉄道との立体交差化	鉄道との立体交差化:鉄道との平面交差を解消するための立体交差化
		バス路線 自転車ネットワーク路線	—	バス路線 自転車ネットワーク路線	バス路線:定期バス運行路線又はコミュニティバス運行路線 自転車ネットワーク路線:市町が策定した自転車ネットワーク計画に位置付けられた路線
	防災機能	緊急輸送路・避難路	緊急輸送路・避難路	—	緊急輸送路:1次~3次緊急輸送路 避難路:県・市町の防災計画に位置付け有
		消防活動困難地域の解消	—	消防活動困難地域の解消	消防活動困難地域:半径140m以内に道路幅員6m以上の道路がない場合 消防自動車の出入りができる幅員:6m以上 道路からホースが到達できる距離:140m
	安全な歩行空間	交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路	—	交通バリアフリー法に基づく重点整備地区における特定経路	特定経路に指定されている
		通学路	—	通学路	通学路:市町が指定した通学路等
⑤事業執行の環境	時間管理概念	事業期間	短期	普通	短期:5年未満 普通:5年以上~7年未満
	地権者合意	用地補償	容易	普通	容易:用地補償が不要または、全地権者との十分な合意形成が図られている。 普通:事業反対者が皆無で、概ねの地権者の合意が得られている。
	地元合意	地元の取り組み	優良	良	優良:地域住民との十分な合意形成が図られている 良:地域住民との概ねの合意が得られている

(対象事業)
社会資本整備総合交付金事業・防災・安全交付金事業・県単独街路整備事業
(評価方法)
1. "A"の数が多いものを優先とする。

公 共 事 業 新 規 実 施 予 定 箇 所

(※)箇所を選択すると別紙3により事業概要等が表示される

事業名

1 事業概要

全体事業費：

計画期間：

計画概要：

2 目的・必要性

3 評価

評価視点	評価項目	評価指標	評価結果
効果及び効率性	事業の効果及び効率性		
妥当性	路線の位置付け		
	事業の緊急性		
	事業の必要性		
実現可能性	事業執行の環境		
	計		